

2024  
10/5  
土



今から始める

今から学ぶ

# NPO・ボランティアグループにも義務化された 「合理的配慮」の提供 何をしたらいいの？

日時

2024年10月5日(土)  
14:30~16:30

会場

大阪ボランティア協会  
市民活動スクエア「CANVAS谷町」  
セミナー室(※対面のみ)  
大阪府中央区谷町2丁目2-20大手前類第一ビル2階

講師

上林 康典

(大阪ボランティア協会 常任運営委員・  
障害者職業生活相談員)



高校一年生の夏、当協会が主催するワークキャンプで障害者施設を訪問したのをきっかけに、高校卒業後当協会の運営委員となる。以来現在に至るまで市民活動の世界にどっぷり浸ってきた。

大学卒業後は、大手在阪企業の特例子会社(重度障害者多数雇用事業所)に入社。30年間に渡り、障害者雇用の現場から障害者の就労支援及び雇用継続の課題と向き合っている。日本人初の企業在籍型ジョブコーチ。

2006年、重度障害のある妻と結婚。まだまだ残る社会の障害者に対する配慮の低さを痛感する。

対象者

ボランティアグループやNPOで活動する人  
団体をサポートする中間支援組織のスタッフ  
など

参加費

協会個人会員・パートナー登録団体は無料  
一般1,000円(peatixの場合は1,200円)

定員

40人(先着順)

申込方法

裏面に記載(締切:10月3日(木)まで)

主催:(社福)大阪ボランティア協会  
06-6809-4901 / office@osakavol.org

担当:椋木(むくのき)



# 2024年4月1日から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

この「事業者」には、個人事業主やボランティア活動をするグループも含まれています。

合理的配慮の提供とは具体的にどのようなことをする必要のあるの？

障害のある人に対応する際、どのような点に配慮する必要のあるのか？

障害の有無に関わらず、誰もがその人らしさを認め合い、共に生きる社会の実現に向け、NPOとしてどのような取り組みができるかを考えましょう。

## 例えば、こんなことはありませんか。



○団体が企画した交流会の会場にはエレベーターがない。車いすを利用する人から参加したいと申し出があった。「エレベーターがないので、車いすだと入れないですね。」と説明した。

○団体が主催する講座。開催1週間前になって、聴覚障害のある申込者から要約筆記をしてほしいと連絡があった。「要約筆記者は、遅くとも2週間前には依頼しないといけないのでできない」と断った。

・・・こんなときどうしたらいいのかなと、気になる人は是非本講座を受講ください！

【参考】合理的配慮リーフレット



## 申込方法

下記二次元コードより、お申し込みください。

※特別な配慮が必要な事項（要約筆記・車いす席等）があれば、申込時にご記入ください。

申込・入金締切：10月3日（木）まで



協会個人会員・パートナー登録団体  
一般【銀行振り込み】  
専用フォーム  
(振込手数料はご負担ください)

一般【クレジット・コンビニ払い】  
専用フォーム  
(Peatix利用手数料が加算されます)

